

従業員住民税 特別徴収が義務

特別徴収未実施の事業者へのお知らせ

事業者は、従業員の個人住民税の特別徴収が義務付けられています。行っていない事業者は、特別徴収の手続きをしてください。

問い合わせ 市民税課（市庁舎2階、☎65・4120）

給与から天引きする 特別徴収

特別徴収とは、給与支払者である事業者（特別徴収義務者）が、帯広市から送付される「市民税・道民税特別徴収税額決定通知書」に基づき、毎月の給与を支払うときに、従業員（納税義務者）の給与から個人住民税を天引きして、従業員に代わって納入する制度です。

特別徴収は事業者の義務

事業者は、所得税の源泉徴収と同じように、従業員の個人住民税を特別徴収することが法律で義務付けられています。

毎月の給与から税額を引ききれない場合や、給与の支払いが不定期などの場合を除き、事業者は全ての従業員に対して特別徴収を行う必要があります。

特別徴収の特徴

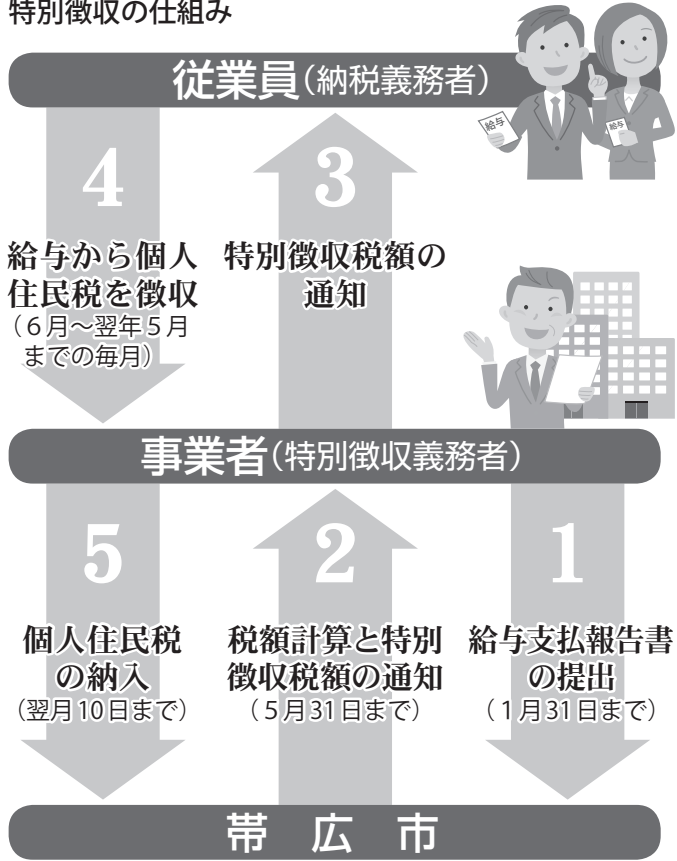
◆事業者側

・個人住民税の税額計算は市が行うため、事業者は所得税のように税額を計算する必要がない。

◆従業員側

・月々の給与から天引きされるの

特別徴収の仕組み



徴収を始めてもらうための取り組みを進めています。

指定予告通知書を送付します

市は、昨年度は22の事業者を、今年度は26の事業者を特別徴収義務者に指定しました。

平成30年度から新たに特別徴収を始めてもらう事業者には、11月に「特別徴収義務者指定予告通知書」を送付します。

また、平成31年度以降は、常時雇用者が3人以上の事業者を特別徴収義務者に指定します。

特別徴収を始める手続き

で、納め忘れない。年税額を12回に分けて納めるので、納付が4回の普通徴収（本人納付）と比べて1回当たりの納付額が少ない。納付は事業者が行うため、納入の手間がない。

事業者が特別徴収を始めるには

市では、十勝総合振興局、十勝管内の町村と共同で、個人住民税の特別徴収を行っていない事業者に、平成30年度6月分から、特別

翌年度から特別徴収を始める場合は、1月31日までに提出する、年末調整を行った「給与支払報告書（総括表）」の、特別徴収を新たに実施する旨の欄に○印を付け、市へ提出します。

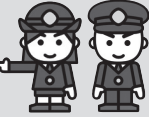
年度の途中から特別徴収を始める場合は、「特別徴収への変更依頼書」を市へ提出します。様式は市ホームページに掲載しています。

図 住宅用火災警報器の点検方法

住宅用火災警報器の設置義務化から

10年が経過します

ボタンを押す、またはひもを引いて作動を確認しましょう



正常な場合は？



正常をお知らせするメッセージまたは警報音が鳴ります。(メーカーにより異なります)

音が鳴らない場合は？



「電池切れ」か「本体の故障」の可能性があります。取扱説明書をご覧ください。



住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の多くは電池式です。古くなると電子部品の寿命や電池切れで、煙や熱を感じしなくなる場合があります。正常に作動するか、半年に1度は点検を行いましょ（図）。また、10年を目安に機器を更新しましょう。

市内では、住宅用火災警報器の設置を義務化した平成20年から、住宅用火災警報器を設置した住宅での火災で、死者は出ていません。負傷者数も、設置していない住宅での火災に比べておよそ3分の1で、その効果は歴然です。

半年に1度は点検しましょう

市内の設置住宅での死者はゼロ

被害を最小限にできる

万が一火災が起きてしまった場合には、拡大させないことが重要です。住宅用火災警報器は、「早い発見」「早い避難」「早い消火」にとっても有効で、火災による被害を最小限にできます。寝室（2階以上に寝室がある家は階段も）への設置は必須です。設置していない住宅はすぐに取り付けてください。

10年たったら、とりカエル。



点検しましょう

住宅用火災警報器

あなたのお宅も今すぐチェック

問い合わせ とかち広域消防局予防課（西6南6、消防庁舎3階、☎26・9124）